介護保険　主治医意見書作成料請求書

令和	年　　月分

保険者番号	

被保険者				作成医療機関		
	被保険者番号				事業所番号	
	(フリガナ) 氏　名				事業所名称	
					所在地	
	生年月日		性別			

作成依頼日	令和　年　月　日	依頼番号		保険者確認	※
意見書作成日	日	意見書送付日	令和　年　月　日		

※印の欄は記入しないで下さい

意見書作成料	種　別			金　額		円

診断・検査費用	内　訳		点　数	摘　要
	診　断			
	検査	胸部単純Ｘ線撮影		
		血液一般検査		
		血液化学検査		
		尿中一般物質定性・半定量検査		
	合　計			点数合計×10 円　　円

請求額			
	意見書料		円
	診断・検査費用		円
	消費税		円
	合　計		円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000 円	4,000 円
継続申請者	4,000 円	3,000 円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- 胸部単純Ｘ線撮影
- 血液一般検査
- 血液化学検査
- 尿中一般物質定性・半定量検査